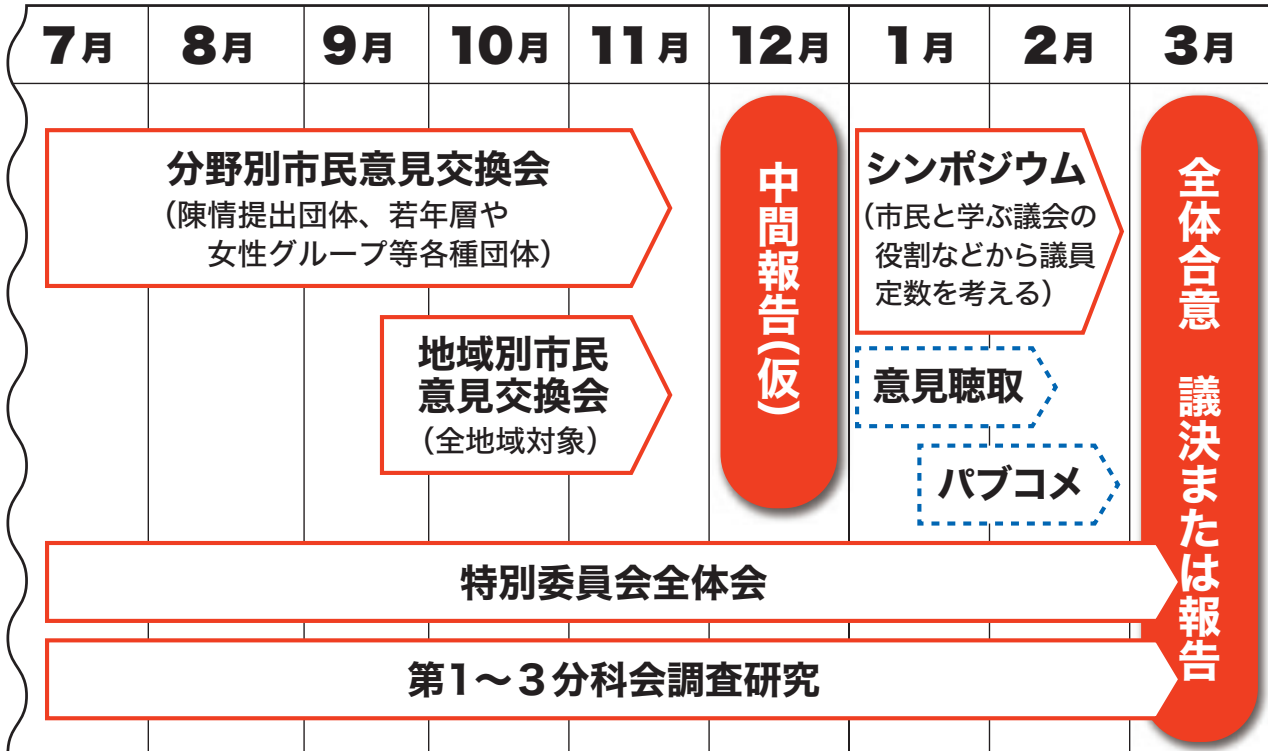


## 議員定数決定までの工程(イメージ図)



## 政務活動費の報告

政務活動費とは、地方自治法第100条第14項及び第15項の規定に基づき、議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として交付されるもので、高山市議会では議会における会派(無会派の場合は個人)に対して、所属議員数に20万円を乗じた額が1年間の交付限度額として交付されます。なお、高山市議会は前もって交付するのではなく、後払い(精算払い)制を採用しています。

### 令和2年度 政務活動費交付実績

(単位:円)

項目	高山市政クラブ	創政・改革クラブ	斐翔・自民クラブ	倉田議員(議長)
調査研究費	54,340	0	13,793	0
研修費	0	113,190	148,510	37,730
資料作成費	177,640	21,736	11,000	0
資料購入費	0	34,556	1,870	0
合計	231,980	169,482	175,173	37,730
所属議員数	8人	3人	3人	1人
(参考) 一人当たり交付額	28,997	56,494	58,391	37,730

※清和クラブ、日本共産党高山市議団、高山市議会公明党、小井戸議員(無会派)、谷澤前議員(無会派:在職中)は、政務活動費の支給はありませんでした。

**調査研究費:** 会派等が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費

**研修費:** 会派等が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費

**資料作成費:** 会派等が行う市政に関する調査研究に必要な資料の作成に要する経費

**資料購入費:** 会派等が行う市政に関する調査研究に必要な図書、資料等の購入に要する経費

市議会ホームページでは、政務活動費の領収書等の写し、政務活動費で行った視察・研修報告書を公開しています。

政務活動費の領収書等は、議会事務局で閲覧できます。

市議会ホームページ  
政務活動費へ

